平成30年9月14日 農業資材審議会農薬分科会決定

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会設置規程

- 第1条 農業資材審議会令(平成12年政令第288号)第6条第1項の規定に基づき、農薬分科会に農薬原体部会を置く。
- 2 農薬原体部会は、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。) 第39条第1項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項(法第 3条第1項の登録及び法第7条第7項の変更の登録、法第9条第2項の再 評価、法第34条第1項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、法第 3条第2項第11号に掲げる農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有 濃度に関するものに限る。)を処理する。

附則

本規程は、「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 53 号) の施行の日に施行する。

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会委員名簿

(委員)

赤松 美紀 国立大学法人京都大学大学院農学研究科准教授

カッだ 梅田 ゆみ 独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研

究センター病理検査室長

代田 真理子 東京農工大学農学部附属国際家畜感染症防疫研究センタ

一客員教授

(専門委員)

加藤 保博 一般財団法人残留農薬研究所顧問

関田 清司 国立医薬品食品衛生研究所客員研究員

永山 敏廣 明治薬科大学特任教授

(五十音順、敬称略)